

米軍基地関係特別委員会記録
＜第1号＞

平成26年第1回沖縄県議会（1月臨時会）

平成26年1月10日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成26年1月10日 金曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午後2時28分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 議員提出議案第1号 米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を
求める意見書
- 2 議員提出議案第2号 米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去
を求める意見書

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
副 委 員 長	又 吉 清 義 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	桑 江 朝 千 夫 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲 宗 根 悟 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	玉 城 義 和 君
委 員	吉 田 勝 廣 君
委 員	嘉 陽 宗 儀 君

委員 呉屋 宏 君
委員 比嘉 京子 さん

委員外議員 座喜味 一 幸 君
照屋 守之 君
奥平 一 夫 君
渡久地 修 君

欠 席 委 員

なし

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

末松文信議員の辞職に伴う後任の委員として、昨日の本会議において桑江朝千夫委員が選任されましたので、御報告いたします。

それでは、新たに本特別委員会委員に選任されました桑江委員、一言御挨拶をお願いします。

(桑江委員挨拶)

次に、本委員会付議事件議員提出議案第1号米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書及び議員提出議案第2号米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書を一括して議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案説明者として、議員提出議案第1号については、議案提出者を代表して本委員会委員の仲宗根悟委員、新里米吉委員、比嘉京子委員、委員外議員の奥平一夫議員及び渡久地修議員に、議員提出議案第2号については、議案提出者を代表して委員外議員の座喜味一幸議員及び照屋守之議員に説明を求めることについて協議を行った結果、意見の一致を見た。また、議案の提案理由説明は前日の本会議において終了しているため、説明は省略して直ちに質疑に入ることに

いて協議を行った結果、意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

ただいま議題となった議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件については、その説明者として、休憩中に御協議いたしましたとおり、議員提出議案第1号については、仲宗根悟委員、新里米吉委員、比嘉京子委員、奥平一夫議員及び渡久地修議員に、議員提出議案第2号については座喜味一幸議員及び照屋守之議員に、それぞれお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

休憩いたします。

(休憩中に、説明者着席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議員提出議案第1号については、昨日の本会議において提案理由の説明は終了しておりますので、説明は省略することとし、直ちに質疑に入りたいと思います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 まず1点目に、皆さんの意見書を見ると、これまで県外とか国外を求めてという言葉が入っていたのですが、今回からは県外、国外が一切なくなって、普天間飛行場の閉鎖、撤去と、そしてもう一つ、辺野古移設断念という3点に絞られているのです。県外、国外がなくなった理由がまず何であるという点が1点目と、宜野湾市民は一日も早い危険性の除去を求めているのですが、これが一日も早い解決策であるという理由がどこにあるかの2点をお伺いします。

○新里米吉委員 1点目は、私たちは、これまで県議会がこの4年間意見書を全会一致で決めてきた、その意志を酌んでいる意見書であると思っています。ですから、その趣旨は従来どおりと同じ趣旨です。それは何だったかという、普天間飛行場の早期閉鎖返還。そして県内移設に反対する、辺野古に基地をつくることに反対する、国外・県外を求める。これが4年前の全会一致の意見書です。その趣旨を踏まえて、しかし、今置かれている状況の中で、何をその中で求めるかという、やはり普天間飛行場を閉鎖しなさいと。そして、辺野古に基地をつくると言ってきているのだから、埋立承認を求めて基地をつくるという政府の動きに対して、それを断念しなさいという言葉のほうが、今の情勢の中で一番適切であると考えて、このタイトルにしています。前回のものの趣旨を踏まえるけれども、全会一致の意見書を現時点においてどう表現し、何を求めたほうがより正しいかという、この内容がより、今の政治情勢の中での的確で要点を絞っていると思っています。

それから2つ目は、私たちは、以前から閉鎖という言葉で表現しているわけです。皆さんが言っていることは閉鎖の中に入っているのです。危険性の除去はというと、閉鎖させることが危険性の除去なので、私たちのものの中に入っている。そして私たちはそういう姿勢で—4年前の全会一致のときも、閉鎖という言葉を使うことによって、危険性の除去に対応してきているわけです。

○又吉清義委員 少しだけずれているのですが、返還に応じて県外、国外は今のところ明確になくなったということ、閉鎖・返還に変わったということ—具体的に宜野湾市民としては一日も早い移設が危険性の除去ですので、皆さんとしてはこれを出すことによって一日も早いと。具体的に5年で—普天間飛行場、辺野古移設を容認してそこに進めば、5年後には宜野湾市民に平和が来るわけです。具体的に数字が出たわけです。皆さんはいつですかということを明確におっしゃってもらえませんか。

○新里米吉委員 基地をつくる権限は、沖縄県議会にもありませんし、野党の私たちに権限は移譲されておられません。それだったら皆さんのほうから政府に言って、私たちに移譲させていただければ、そういう回答をしやすいのですが、そういう回答にはならなくて、そもそもきのうの論議を聞いてもわかるように、知事自身が9.5年以上かかると言っているのです。5年とは言っていないです。5年は知事が政府にそうしてほしいと求めたのであって、日米両政府どちらも5年でやりますとは言っておられません。ここも踏まえなさいといけない。私たちは早く返してくれ、早く閉鎖しようと言っているのです。権限のない私たちが

年限を打って、いつにやりますと言える立場でもないです。私たちが言うべきは一早く返せ、早く閉鎖しなさいというのが私たちの要求です。それを4年前の全会一致の意見書のときにも、そのようにして私たちは求めてきましたと。その趣旨はそのまま踏まえていますと。先ほど言ったように国外、県外がなくなっただけではなくて、今の時点においてどういう要求をすることが、私たちが全会一致で決めた意見書を体現するのにいいのかということで、現時点においてはこういう用語を使っていますということです。

○又吉清義委員 今おっしゃるように、確かに権限はないかもしれませんが、権限のない知事はこうして宜野湾市民のために、みずから一日も早くと、具体的に数字を出して要求しています。皆さんとは根本から違います。17年間、皆さんも早くという割には何の変化もありません。それを考えた場合には、一日も早い解決策になるのかという疑問が残るものですから、17年間何の変化もないものを、仲井眞知事はしっかり具体的に、ある程度めどをつける方向に進んできたわけです。私はそこで大きな違いがあると思います。

○新里米吉委員 知事が政府に要求したのは5年以内と言っているのであって、一日も早くとは言っていないのです。それに対して政府は明確な回答をしていない。曖昧な回答をしているのです。そこは踏まえないで、あなたたちは一日も早くということをしていないからけしからんという話にはならない。私たちの要求はむしろ、閉鎖、撤去と言っているのだから、まさに要求としては一日も早くです。それは当然その中に踏まえているということを知りたい。

○又吉清義委員 宜野湾市民としては一日も早くという部分の中で、皆さんも望む中で、しかし17年間何の変化もないといった場合には、皆さんとしてもただ求めるだけではなくて、もっと具体的にできるような要求の仕方、現実性があるものが欲しいと。どうしてもその辺が足りないと感じるので質疑した次第です。

次の質疑に移ります。皆さんの意見書9行目の途中から、見通しのない、硬直した日米合意に執着する政府の不作為と思考停止とあります。不作為という表現ですが、私は普天間飛行場について、政府も並々ならぬ努力を非常に行っているだろうと。現にKC130の15機は具体的に一ことしの6月から9月に岩国に配属が決まっております。そしてMV22オスプレイ12機も分散移転で、訓練が分散されました。これも大きな前進かと思えます。私は政府は大いに努力し

ていると確信しているのですが、皆さんのいう不作為というのは、これは怠けて何もしないということです。私はこの表現は不的確だと思いますが、皆さんとしてこういったのは全く受け入れる余地はないのか、全く怠けていると相変わらず判断しているのかどうか。

○新里米吉委員 これは県議会の11月定例会でも、この趣旨のことは金城勉議員も話しましたし、私もそのことを言ってきました。沖縄の基地の歴史を考えていくと、まさに政府の不作為によるものです。皆さんが言っているのは、県外というのは訓練で行ったりするのであって、そもそも訓練は日本全国二十数県にわたってやるということは決まっているのです。沖縄に拠点的なオスプレイの基地を置いて、県内も県外もあちこち回ることになっているわけですから、訓練の移転というのは当初からの予定なのです。移設ではないです。訓練移転の話をしているのですから、当初から日米合意の中で書かれていることだということをまず認識しないとイケない。そして、私たちが不作為の話をするのは、私自身も申し上げましたが、沖縄の米軍基地は復帰の時点で、米軍専用施設が全国の中で占める割合が約60%だったと。今は約74%になっている。なぜふえたのですかと。全国の専用施設の中で、復帰の時点一米軍の占領下にあった時点よりも、復帰して政権が日本に戻ったのにパーセンテージがふえる。本来なら60%という日本全国の中で広大な米軍基地が占めている沖縄に対して、日本政府が真剣に取り組んで、沖縄の米軍基地こそ減らす努力をすべきだったのに、沖縄の基地は減らす努力をしないで、他都道府県のは減らす努力をしたわけです。関東計画など、関東では物すごく減らしているのです。沖縄は余り減らそうとしない。他都道府県は米軍基地が占める比率は低いのに、低いところはどんどん減らす。だから74%にはね上がってきたわけです。これは沖縄に対する日本政府、米国政府が真剣に一沖縄県民の要求に向き合わなかった結果なのです。しかも、皆さんも新聞で御存じのように、復帰してしばらくたったころに、アメリカ側から、沖縄の米軍基地を減らさないと沖縄県民の気持ちはおさまらないと。海兵隊を沖縄から撤退してアメリカに集約しようかという提案がなされたときに、日本政府がそれに反対して引きとめた。秘密文書がしばらくたつと公開されるから、公開された秘密文書の中にあつたということが、マスコミを通して明らかになった。皆さん大変ですねと沖縄に言い続けましたよ。ところが実際のところは、沖縄の米軍基地を減らす努力をしなかったことを私たちは不作為だと言っているのです。

○又吉清義委員 沖縄の米軍基地を減らす努力をしなかった。ですから、平成

8年のSACO合意、嘉手納以南の5000ヘクタールを返還しましょうと。できるところから返していきましょうということで、軽減に向けようとしているわけです。確かに米軍専用施設は70%以上あります。しかし、米軍施設は20%余りです。米軍専用施設と米軍施設で大きな開きがあることも事実だし、ですから政府はSACO合意で、これを少しでも負担軽減しようとしているのも事実なのです。5000ヘクタールが返ってくることも事実だし、現に新聞でも、名護市にある米軍施設も返そうとしたのですが、名護市長が跡地利用ができていないから返してくれるなど、逆行するような新聞記事も載ったりする。それを見た場合には、不作為ではなく、国としても努力しているという事実も確かだと思います。そして米軍施設についてですが、アジアを取り巻く情勢です。特にお互い危惧しないといけないこと。アジアにおいて一チベットであり、ウイグルであり、フィリピンであり、南沙諸島であり、今はアジア情勢が非常に安定しておりません。そこが安定すれば自然に基地はなくなると思います。そういう意味で、政府は不作為ではなく、努力をしているものだと確信されます。

○新里米吉委員 SACO合意を全部やっても71%になるという数字が出されていますね。確かに減りはするが、物すごく広大な米軍基地が沖縄に残るといふことと同時に、それを減らすために、沖縄に新たな基地をつくるという条件になっている。ここに大きな問題があったわけでしょう。普天間飛行場は返すが、そのかわり辺野古を一あの希少生物のいるすばらしい海を埋め立てて、新たな基地をつくると言っている。そこに大きな問題がある。しかもこれは、きのうも明らかになったように、強襲揚陸艦が横づけできる270メートルの、新たにさらに引き延ばして一それは今の建設のための国からの回答には書いていないというけれども、270メートルをつくるということは、つくってしまえば強襲揚陸艦がいつでも接岸できる基地になってしまう、転換することは可能なのです。だから、普天間飛行場の移設であると同時に普天間飛行場にはない機能も含めて、むしろ基地を機能強化する形で新たな基地をつくろうとしている。それを私たちは認めるのですかという問題を欠落させているのです。この問題は、単に面積だけの問題ではないわけです。だから県民の圧倒的多数が反対しているわけでしょう。自民党の非常に有力であった人たちでさえも反対をしている。それは今おっしゃるように、単に基地を減らすだけだったら反対する人はいないでしょう。それから国際情勢の話を持ち出していましたが、あなたがおっしゃったのは中国の国内問題なのです。国内問題と外国に対する問題は一緒くたにはできません。恐らく中国も尖閣諸島や南沙諸島など領有権争いの問題が起きているけれども、直接的に自分の国内で起きている問題を抑えるため

にはいろいろ行動をしているが、隣接する周辺の国々に対して侵略戦争をしたとか、こんな話は聞いたことがありません。まずそんなことをしたら中国自身が世界から孤立して、恐らく経済封鎖をかけられて、中国の経済そのものがもたなくなる。それは中国もよくわかっている。私たちもアメリカもわかっている。お互いに発展した国においては、お互い同士の戦争を避けようというのが今の国際的な全体的な雰囲気であって、他国に戦争をしかけるといのは、今の世界情勢の中にはない。それが起きているのは発展途上の国であって、安定した国家においてそのようなことをすれば、お互いに経済的に相互依存関係にありますから—アメリカと中国も物すごく依存関係にある。アメリカの国債のほとんどは中国が持っているのです。そういう状況の中で、日本、アメリカ、中国のそれぞれの国が—今おっしゃったことは、国際情勢としてむしろ正しい認識ではないと思います。

○又吉清義委員 なぜその話を持ち出したかといいますと、中国の領海侵犯が、去年と比べて数が2倍ほどふえています。そればかりか、防空識別圏は倍ふえています。そういったことで危惧しているので、国内情勢だけで起こっていることでとどまらないで、海外に出てくるのではないかと。その現象だろうということで非常に危惧しているものですから、国際上、東南アジアは安定しているのかと、こういうことは非常に危機的状態にあるのではないかという気持ちがあるから、あえて聞いた次第です。

次に、11行目で、「辺野古が唯一の解決策」であり、さもなければ「固定化だ」と、恫喝と受け取らざるを得ない姿勢でと。恫喝という表現なのですが、本当にこれでいいのかということなのです。皆さんが恫喝という表現をする理由がどこにあるのか、そしてこれを確認したかどうかです。

○新里米吉委員 余り説明しなくとも全国民がわかっていることです。テレビ、新聞の写真を見て、どう受け取るかです。テレビ、新聞の写真、そのときの発言の内容などからして、沖縄県民はいたく誇りを傷つけられた、尊厳を傷つけられたと思っている人が多いのです。ここを皆さんはそのように捉えていないというのであれば、これはもう見解の違いですから。これは沖縄県民だけではなく日本国民全体が、あの屈辱的な写真、テレビの画像を見て、これは何だと思っているのだから説明は要らないです。あのテレビ、写真を見て、あなた方はどう捉えているかの問題です。

○又吉清義委員 そこが非常に大事なことだと思います。あの画面、写真を撮

る。これはメディアの撮り方と報道の仕方によって大いに違うということです。なぜかという、お互いどの瞬間を撮るかということが非常に大事なポイントだと思います。どのように表現するかというのは、私たちが知る由もないです。これはマスメディアの技術です。なぜそういうことを言うかという、この記者会見、11月26日11時11分から33分まで行われた内容を読みますと、北海道新聞の森です。辺野古移設でなければ固定化確実ということをおっしゃっていたようですが、丁寧に理解を求めていくという話を以前からされていますが、そのことをまるで脅かしのように聞こえるという県民の方もいらっしゃいます。改めて伺いますが、第3の道、あるいは県外の道ということを全く検討していない、ゼロということですかという質問に対して、そんなこと誰も言っておりません。先ほど申し上げたとおり、県外を求めるということはこれから先もやっていく。しかし、それには時間がかかります。相手のある話ですから、それは合衆国の海兵隊の活用と運用というものがあるでしょう。受け入れ先、それがどこであるかは別として、その理解というものがあるでしょう。私はおどかしているつもりは全くないです。決まらなければ、この最悪の状態がいつまでも続きますということをおっしゃっているのだから、これでおしまいだというつもりはありません。ただ、一日も早くこの状況を除去するために何ができるのだろうかということをおっしゃっているのだから、それがおどかしに聞こえるというのは間違いです。私はおどかしているつもりはありません。実際に宜野湾市、あるいは普天間の人たちの立場に立って考えたときにどうなのか。一番つらい思いをしているのは宜野湾市であり、普天間飛行場の周辺の方々であって、そのことにどれだけ思いを寄せるかということも合わせて考えていただきませんか、それはおどかしだからだめだということになります。私はおどかしなどという手法を使ったことは一度もないし、そんなことでこれが解決するという甘い認識は持っておりません。その辺は確かに認識の違いかと思うのですが、それだけ宜野湾市もお互い危機的状況に迫っているということであって、私は認識の、捉え方の違いではないかと。お互い問題解決をするために真剣に向き合っている姿勢だと思います。確かに写真の撮り方や報道の仕方、お互い誤解を受けているのではないかと。だからこれは不適切ではないかということで、あえて聞いている次第です。今のは石破茂幹事長の発言です。恫喝という表現は不的確ではないかということです。

○新里米吉委員 今の石破幹事長の言葉の中にも、何カ所か、受け取り方によっては恫喝だと思えるような発言があります。ただ、本人は恫喝ではありませんと最後に言っているけれども、流れの中では、まさに脅迫しているかのよう

な内容が、本人の発言にも入っていると感じました。と同時に、先ほど話したように、テレビの画像は長い間映っているのです。ある瞬間をカメラマンが意識的に、皆さんが言うような形に捉えるように放送するためにやったとは思えない。そしていろいろな新聞社があの場合の写真を撮っているけれども、みんな似たような感じですか。事前に態度を決めていた2名は真っすぐ立っていましたよ。しかし、その直前に態度を決められた3名のあの写真を見てください。そこを今のような解釈をするか。国民や県民の圧倒的多数が、これは恫喝、圧力があつたと捉えている。どちらを正しいと見るかは県民に判断してもらいましょう。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 1つは、今質疑を聞いていても、答弁を聞いていても、やはり普天間飛行場の一日も早い危険の除去と閉鎖をさせたいというのは、県議会の全会一致の意思なのです。これは御承知のとおりだと思っております。ただし、これまでは自由民主党は県外と言ってまいりました。県内移設やむを得ずということもありましたけれども、民主党政権になって、最低でも県外ということになって、それでまた振り出しに戻って、そして、そうであるならば日米両政府で県外に持って行ってくれということで、そのときは我々も県外を主張したこともありましたが、しかしながら、そのままでは固定化するという疑念があつて、いろいろ知事とも話し合っている中なのですが、皆さんが出されている意見書の上から8行目を見ていただきたいと思ひます。「普天間飛行場の現状は」というところで、ぜひ見ていただきたいのは、今の状況は固定化というほかないとここで断言しておりますが、この18年間固定化しているということをお皆さんは自覚していますよね。これでいいですよ。事実ですよ。そうであれば、今後固定化をさせないために、下のほうにありますように無条件で普天間撤去、閉鎖が本当に可能なのでしょうか。これは日米両政府—私が言いたいのは、先ほど新里委員からありましたように、私たちには権限はないという答弁をしておりました。日米両政府が話し合いをする中で、権限がないものが宣言意見書を出すことで、果たして普天間飛行場の無条件での閉鎖、撤去の可能性はありますか。

○新里米吉委員 那覇市長の発言が新聞に載っていますが、普天間基地を辺野古につくるとしたら、辺野古にはこれから相当長い期間固定化されますよね。

これは日米の話し合いの中で、SACO合意のときに耐用年数200年と言ったのですから。そうすると、ずっと固定化されます。しかし、今のアメリカの財政状況一皆さんも御存じだと思いますが、マスコミ報道でもアメリカの財政状況が相当厳しい中で、軍事費用を大幅に削減せざるを得ない。これまでもアメリカの海兵隊は常に削減の対象になってきたという歴史を持っているということは、アメリカの軍事評論家、日本の軍事評論家がかなり書いております。そのたびにロビー活動をして何とかとどめてきた。今、軍事状況に関する軍事技術—兵器の向上によって、かつてのように海兵隊が先頭部隊になって、殴り込み部隊になってやる戦争というのはもうなくなってきています。御存じだと思いますが、このごろの戦争ではそんなものではない。ミサイルを飛ばし、飛行機で爆撃をし、徹底的に破壊してからしか、陸上からアメリカの海兵隊や陸軍は侵攻していかないという状況がありますよね。こういう中であって、アメリカは軍事費を削減するならば、まずは海兵隊からだというのがあります。ですから、辺野古に新しい基地がつかれなくなると、沖縄の基地も海兵隊が真っ先に撤退していくであろうと。そういう意味では、むしろ私も那覇市長と同趣旨の考えを持っております。

○中川京貴委員 今、新里委員が答弁したとおりでございます。ですから、仲井眞知事も辺野古の埋め立ては承認しましたがけれども、今おっしゃるように世界情勢がそういったときに一2年後でも、3年後でも、普天間飛行場を閉鎖して県外も求めると、知事はそう言っているわけです。県外をやめたわけではないのです。県外も求めると言っているのです。辺野古の埋立申請は公有水面埋立法の基準にのっとって適合していると、行政手続として承認は妥当であったということで、きのうの答弁もそうでした。しかしながら、だからといって必ず5年後、10年後にこっちに建設できるかと、そのまえに閉鎖、撤去をするならどうぞと言っているのです。これは日米両政府の話であって、知事の権限ではないと言っているのです。

○新里米吉委員 県外を求めると言いながら、基地の建設は進めようというわけなのです。ここを今欠落させているのです。非常に重要なところですよ。基地はつくって、この基地は使いませんというのであれば、何のために海を埋め立ててまでして基地をつくるのですか。ここが問題なのです。単に県外を求めているだけではなくて、辺野古を埋め立てて基地をつくらせるのです。そういうところを欠落させて今質問しているのです、むしろ質問者の中に矛盾があると思っております。

○中川京貴委員 今、新里委員が答えたとおり埋立申請上—ここの上から16行目、「手続上もその不当性が指摘され、環境保全上の懸念が払拭されない」と。環境保全上違法があるからだめだという。基地だからだめなのですか。環境に問題があるからだめなのですか。

○比嘉京子委員 11月の議会の中において、この埋立申請に承認をするか、不承認をするかということが争点になったと思います。これは米軍基地関係特別委員会でも同じです。そして、その公有水面埋立法第4条第1項の6つの号について、我々はずっと皆さんの前で審査をしてきたわけです。これは全部がもしかなっていても、不承認をしていい権限はあるのです。しかしながら、私はきのう1号もあるのではないかと言いましたけれども、少なくとも2号において一外来種の問題や自然保護の問題、そして後出しに出てきたオスプレイの騒音の問題、もろもろ2号はどう考えても承服できない内容だったわけです。そのことがここにあらわれております。そして、そのことを行政手続だから知事は認めたのだと先ほどおっしゃいましたけれども、そもそもその認識に誤りがあると私は思います。それはなぜかといいますと、この6つの規定に合わないことを、知事は超法規的に政治的判断で押し込めたのです。それがきのう明らかになっています。そのことに対する皆さんの認識が問われていると私は思います。行政手続上ではなく、行政的にはバツだったのです。これは環境生活部がずっと言ってきたことです。それを知事が承認をしたいと、これは政治的判断になったわけなのです。だから、これは行政の問題ではなく、政治の問題として承認をしたということがきのう明らかになりましたし、11月議会の私たち米軍基地関係特別委員会であれだけみんなが質疑をした中で、懸念を払拭できない—自然保護が担保できない、生活環境保全が担保できない—ということもこれだけ明らかにしているにもかかわらず、知事が判断をしたということは、行政手続ではないということがわかったのです。今皆さんがおっしゃるように、もし知事が行政手続上はオーケーを出したけれども県外は言っていくのだというのであれば、私は議会制民主主義の否定につながる一何のために議論をしてきたかということが全部否定的にされたわけですから、あれは知事の政治的な判断、そう捉えなければ我々のやっていること自体が否定される、そう思います。

○渡久地修議員 先ほど、閉鎖撤去の見込みがあるかということでしたけれども、去年の1月28日の建白書、皆さんも賛成をして41市町村で県内移設断念を

求めるとやったわけです。そういうことを本当に県民が一丸になっていけば、私は可能性が限りなく開かれたと思います。同時に、今回仲井眞知事が埋立申請を不承認にしていれば、沖縄から海兵隊は撤退すべきだ、辺野古は断念すべきだということが今アメリカでも起こってきているわけですから、限りなくそういう方向に行ったと思います。2つ目に、今の辺野古の埋立申請の件ですが一環境保全上のものと言っていましたが、もう一つ大事なのはあそこで言われている名護市長、地元市長の意見の合意を得る必要があると。合意を得ていないのです、名護市長の意見を。合意を得ていないと問題点が生じる。どのような問題点があるかということ、正当性を欠いているということなのです。名護市長も、選挙で選ばれた名護市の代表として、埋め立てはだめですと。合意どころか全くこれの反対の結果を知事がやったということは、これは正当性を欠いています。だから、これはぜひ取り消しをしてもらうしかないということです。

○中川京貴委員 それでは、なぜ宜野湾市の佐喜眞市長が誕生したのでしょうか。佐喜眞市長は、普天間の危険の除去一日米両政府に対して普天間飛行場を必ず閉鎖させるということで誕生しました。それはやはり、前市長が国外、場所まで指定して一普天間飛行場を閉鎖させること、普天間から一宜野湾市から基地がなくなることが宜野湾市長の役目であったと思います。沖縄県の仕事は県知事の仕事だと思っております。それを、全国の話までするのではなくて、宜野湾市長は宜野湾市長としての責任を果たす。県知事は県知事としての仕事を果たす。そういった意味では、佐喜眞市長は多くの市民から理解を得られて、そして宜野湾市長は普天間飛行場を動かすために県内移設やむを得ずと、名護市の市長選挙も応援にかけつけております。日米両政府で普天間の危険性除去をどうするかということは今一生懸命取り組んでいる作業の中で、この宣言意見書で普天間飛行場が閉鎖されるとは思えないのです。これは県民の中にも一私たちだけではないと思っております。県民の中にも、今、普天間飛行場を動かすためにはこうあるべきだ、どうあるべきだと議論されていると思います。先ほど、比嘉京子委員から話がありましたように、公有水面埋立法第4条第1項第2号の環境問題が出ておりました。環境問題はクリアされていないと。環境問題がクリアされないので埋立申請を不承認すべきだということなのでしょうか。

○比嘉京子委員 先ほど、行政手続上承認したとおっしゃいました。だから言ったのです。

○中川京貴委員 では、比嘉京子委員に聞きます。

那覇空港の滑走路は環境問題はクリアされていませんか。

○比嘉京子委員 2つが今同時に出てきていて、面積もやや似ております。その中で、なぜ環境問題が同じでないかというのと、まず1つには、県がAランクにしているところはどこでしょうか。環境がより重要だと指定したところは辺野古ですよね。よりまし論ですけれども。本当は両方埋めてほしくないけれども、県が後世につなぐべきだと指定したのは辺野古沿岸域なのです。ですから、それに対して県はみずから自己否定するような承認を出したわけです。そのことを皆さんも共有していく必要があるのではないかと私は思います。

○中川京貴委員 過去の米軍基地関係特別委員会の中でも、私はこの問題を提起しました。県の環境生活部長の説明では約162ヘクタール、これは那覇空港の滑走路も辺野古の埋め立ても大体面積が似ていると。法律にのっとって、その環境はかわりますかと質問したときには、法律は一緒ですという説明がありました。そういう説明を受けております。そういった面では、基地だからだめなのか、環境がだめなのかということで、今質問をしているつもりです。

○新里米吉委員 県は、これまで審議委員会も開いて、そして県知事の意見書を沖縄防衛局に出しています。そのときに、辺野古については、これまで、環境保全は不可能だと言ったのです。ここが大きな違いなのです。今あなたがおっしゃっている那覇空港については、環境保全は不可能だということは県の見解には出ていないです。県自体が、辺野古は埋め立てたらよくないという見解をこれまで出してきたのです。ここに大きな違いがあるということをもっと知っていただきたいです。

○中川京貴委員 今、新里委員が言うとおりに出てきたのです。出てきたものに対して沖縄防衛局は回答してきたのです。それにのっとって行政手続として承認をしたということなのです。

○新里米吉委員 県が11月だったか、12月だったか、日にちは忘れていますが、県の環境生活部が出した意見は読みましたけれども一細かいことは忘れましたが、ほとんどあそこで曖昧な回答に対して問題ありと指摘しているのです。それは払拭されたかということ、最終的なものは取り寄せましたが、払拭されていないのです。ほとんど似たような回答をしています。それなのに、なぜ、進展

が余りないのに大急ぎで一1月の末まで十分審査をする時間もあるのに、急いで12月に、しかも事務方では問題ありと指摘しながら、それを問題なしとして適合していると一適合していないかのような発言をずっと繰り返して文章にも出して、突然適合になってしまった。これに対して私たちは、むしろ疑問を持っています。そこの考え方が全く違いますね。だから、私たちはこの間の県の見解からしても不適合だと思っているのです。県が言ってきたのですから、県が言ってきたものを精査すると私たちからすると不適合、これだけです。

○中川京貴委員　きのうの本会議でもその話が出ておりましたとおり、県としては、行政手続上として承認は適当だったという判断をしております。後で議員提出議案第2号が出てくると思うのですが、普天間飛行場の危険の除去は共通認識なのです。これは46名、皆さんの全会一致の意思だと思っております。ただ、やり方については相違がありますが、そういった意味では、この意見書については賛同できません。それと宣言意見書で普天間飛行場が閉鎖されるものだとも思っておりません。

○新垣清涼委員長　ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員　意見書の一番最後から4行目、「日米安保の基盤を決定的に揺るがすこととなる」と言っているわけですが、私も全く同様に考えて心配をしているのです。この日米安保を揺るがすという意味についてお聞きしたいのです。まず、きょうの説明者は会派代表かと思っておりますが、向かって右側の沖縄社会大衆党の比嘉委員から、揺るがすとはどういう意味なのか一揺るがしてはならないと思っているのですか、それとも揺るがして廃棄すべきだという考えのどちらですか。

○比嘉京子委員　もともと日米安全保障条約に対して私たちは容認の立場ではありません。なぜか。それは日米安全保障条約こそが、沖縄がこれだけの基地負担を強いられている大もとであるからです。その大もとを容認するという立場にはありません。

○新里米吉委員　私たちが先ほど話しましたように、この意見書は、沖縄県議会のこれまで全会一致で意見書採択したことを引き継いでいると申し上げます。この意見書は日米安全保障条約賛成か反対かの意見書ではないのです。

これまでもそうです。日米安全保障条約賛成、反対で我々は意見書を採択して、全会一致になるわけもない。これだけ過重な一先ほどからも言っているように、かつて60%だったものが74%にもなるようなあり方。沖縄の米軍基地は縮小、撤去をどんどん進めないといけないということが基本にあるわけです。しかし、ここは日米安全保障条約賛成か反対かの話ではなくて、実態として沖縄県民に大きな怒りがある、こういう実態に対して物すごい怒りを持っているわけですから、そこで県民の怒りが頂点にあれば当然、日米安全保障条約を揺るがすことになるだろうという指摘なのです。客観的な指摘です。日米安全保障条約賛成、反対の論議をここで一この意見書に安保賛成か反対かということは書いておりません。実態としてそういうことが起こるだろうということです。

○渡久地修議員 私たちは日米安全保障条約を廃棄せよという立場です。そういう立場をずっと主張してきました。今度の意見書は県議会全会派、先ほども言いましたが、去年の1月28日の建白書には皆さん方も賛成したわけですから、そういう日米安全保障条約賛成の人でもこの沖縄の基地問題は一致できるだろうと、県内移設断念も一致できるだろうということをつくっています。ですから、ここで私たちはこの意見書を採択したからといって、日米安全保障条約を認める立場でこれをやるということではありません。

○具志孝助委員 今、沖縄社会大衆党は日米安保を認めないと。社民・護憲ネットは認める立場だと。日本共産党はノーと言ったのです。ここで私はあえて、安保観に対して基本的に違う皆さんがここで言っている意味はどういう意味なのだろうかということを知りたいと、この質疑で基本的なスタンスを聞いているのです。ばらばらの立場ですよ。にもかかわらず、ここで民意を踏みにじる政府への怒りは頂点に達し、日米安保の基盤を決定的に揺るがすことになる。日本語をきちんと解釈するなら、揺るがしてはいけないと、これはそういう意味を指していますよ。いわゆる日米安保の基盤を揺るがしてはいけないと。しかし、これを揺るがすことになると言っているわけです。沖縄社会大衆党も日本共産党も違うのではないですか。これはどう思いますか。私の質疑は今、比嘉委員と渡久地議員にあえて質問をしました。答えられないのであればいいです。結構です。

普天間飛行場の撤去は緊急を要するということは全く一緒です。そこで、我々はこれは緊急を要するので、今の状況からすれば日米安全保障条約を揺るがす問題に発展しかねないので、この際、苦渋の選択ということで受け入れを表明してきました。これはやむを得ないという立場だけれども、皆さんは断じて

これを許せないと。移設を断じて許せないという中で、今回日米安全保障条約の基盤を決定的に揺るがすことになる、日米安全保障条約の基盤を揺るがしてはいけないというような意味のことを意見書に書いています。日米安全保障条約を認めない比嘉委員、日本共産党の渡久地議員はこの文書でいいのですかと。日米安全保障条約の基盤を揺るがしてはいけないと、こういうことを言っているけれども、それでよしとしているのですかということを知っているのです。

○新里米吉委員 これは個人の問題ではない。これは私たち全体の意見であって、個人の意見ではないわけなので答えさせてください。

先ほど申し上げましたが、私たちはこれまでいろいろな意見書を採択してきました。沖縄の基地問題は可能な限りオール沖縄になることが大事だと思いました。皆さんも御存じのように、4年前の意見書の場合に2対2で話をしました。水面下で呼びかけをしたのは私です。それを皆さんは御存じだと思います。それは、日米安全保障条約の考え方を超えて一日米安全保障条約について各党違うのだから、違うからいろいろな意見があるわけです。それを超えて、みんな日米両政府という大きな権力に対峙していくには、沖縄の広大な米軍基地を大きく減らしていかなければならない。こういう意志があったわけです。今回のこれもそういう意志に基づいている。私は、先ほども言いましたように、オール沖縄でつくったこれまでの意見書、決議を踏まえていますと。4年前の県議会の全会一致の意見書、それから昨年、そういう趣旨を踏まえたものなのです。そのとき皆さんも賛成したわけです。この内容で賛成しているのです。ですから、そのときに、ここで書いてあることは、日米安全保障条約に賛成か反対かのことではなくて、揺るがすことになるという事実を指摘している。認識の問題ですから。認識としてそうなるということを出しているのだから、ここで日米安全保障条約に賛成か反対かということは、ここにはその意志は入れていない。そう受けとるなら受けとるでもいいですけども、揺るがすことになるという、事実上そういうことになるだろうと。私たちもこれからも強い反対運動を起こしますし、ますます県民は盛り上がってくると思っていますから、そこはしっかりと我々の総体の意思として、それぞれの意見は違うけれども総体の意思として出していますから、そのように受け取ってください。

○具志孝助委員 沖縄社会大衆党の比嘉委員も、日本共産党の渡久地議員も、揺るがしてはならないというような文書に同意をして出したと。先ほどの質疑で私は確認をしたかったわけですが、お聞きのとおり確認ができませんでした。

残念であります。しかし、文書から見れば間違いなく揺るがしてはならないということに同意したことになると。

この意見書の3行目、「昨年1月には全41市町村長・議長の署名とともに、これらの要求を盛り込んだ「建白書」を安倍首相にじかに提出したところである」と。そのとおりです。昨年の1月はそうでした。ここでお聞きするのですが、12月27日に知事が行政手続上特に瑕疵がないとする以上、認めざるを得ないということで承認をしました。沖縄のメディアは、41市町村長が建白書でもってだめだということを入閣総理大臣に提出した中で、どうするかというようなアンケート調査をしています。これがアンケート調査の結果です。1月28日のメディアの朝刊です。過去に矛盾するというものと、評価をする意見も出たのです。私が見たら16対16対9。16名は評価をする——歩前進、やむを得ない、認める。これが41名中16名。16名は断じて許せない、矛盾するという見出しがある。9名はわからない、いわば中立という結果だと思っています。このアンケート調査についてどのような見解ですか。これは建白書、みんなで提出したと。これは1月の時点の建白書です。しかし、知事が12月27日に承認やむを得ずという決定をして直後に、市町村長にアンケート調査をしたのです。そうしたら評価するという意見も出たわけですから。これが今日の評価だということです。政治は動いているのです。状況は刻々と動くのです。にっちもさっちもいかないとどうするのだと。知事もまさに苦渋の決断というのか、これは行政手続上やむを得なかったと。しかし、私の思いはいろいろとあるということがきのうの質疑にも出たわけでありまして、建白書に41市町村が署名したけれども、知事が承諾をした後の評価では、このように半々に変わったのです。16対16対9。私はそう評価しています。皆さんはまた見方が違うでしょう。評価しますとは言っていないから。これについてどう思いますか。

○新里米吉委員 この文書を読んでいただければよくわかると思う。建白書、「昨年の1月には、全41市町村長・議長の署名とともに、これらの要求を盛り込んだ「建白書」を安倍首相にじかに提出したところである。」これはそのとおり事実です。今の話は、その後変わった人たちがいると。そういうことを言いたいわけですね。確かに変わっている事実もある。しかし、直近の世論調査を見ても、県民はまだ圧倒的に7割が知事の承認には納得していない。これが実態であるということも事実である。そして、かつて自由民主党に所属した那覇市長も、県議会議長のお二人の方も、辺野古埋め立て、基地をつくることには賛成していない。ほかにも自由民主党とかかわりの深かった市町村議員の皆さんの間からもそういうものがあるし、市町村議会においても那覇市議会

と同じような決議もなされていることも事実であることを踏まえるべきだと思います。

○具志孝助委員 お認めのとおり、こうして政治は刻々と動いているのです。これはどういうことかと私なりに思うと、やはり普天間基地の問題は何とか解決してほしい、解決しなくてはいけない。解決の仕方としていろいろと思っているわけで、普天間飛行場の危険性の除去というものは何よりも優先すべきだと、このような思いだと思っているのです。そこで、私たちはあえて知事の判断、これはやむを得なかったと。私はそれで結構なのだと、こういうぐあいにも思っているわけで、おわかりいただきましたことは、こうして刻々と変わるのでと。ことしの1月はこれだけ建白書に、我々自由民主党も含めてそうだったけれども、自由民主党も変わったわけです。自由民主党も変わった、もとに戻ったのです。そして、41市町村長は建白書に署名したにもかかわらず、この間のメディアのアンケート調査で評価する意見も相当出たのだということをおわかりいただきましたわけでありまして。もう一点、1996年のSACO合意、最終になったときにも日米合意の条件が一普天間飛行場の危険性はお互いに認め、一刻の猶予もないのだと。それは何としてもやらなくてはならない。しかし、今の普天間飛行場も必要があって置いているわけであるので、代替施設を建設して移設をして初めて返還しますという移設条件付きの返還合意なのです。これがあったことも事実なのです。このことについて改めてどう思いますか。あの当時、移設条件付きだったということもあわせてわかっていたいただきたいと思っているのですが、いかがですか。

○新里米吉委員 まさにそこから問題が派生したということをお先ほどから言っているわけです。この移設条件といっても、単なる移設ではなくて、むしろ私たちは新たな基地だと言っているわけです。普天間飛行場には護岸はありません。新たに海を埋め立てるわけでもない。そこに移して強襲揚陸艦も横づけできるような新たな軍事基地をつくらうとしている。弾薬庫も装備する。いわゆる海兵隊の基地機能が新たに強化されて、集約される基地をつくらうとしているのです。つくりたいと思っている。そういう条件をつけた上での問題であったがゆえに今日の状況になっているし、皆さんだって一緒に4年前、去年の1月も一緒になって反対をしたのではないですか。あなたが過去にさかのぼってSACO合意の話をするからそう言っているのです。そういうSACO合意にそういうことがあったということが問題で、その後それではいけないということで、皆さんも一緒になってそれではだめだと、県内移設はだめだということをお

やってきたわけで、私たちはその姿勢を堅持している、貫いている。皆さんがまた再度変わったと、この違いです。

○具志孝助委員 残念ながら、やはり合いませんけれども、私たちは民主党政権のときに最低でも移設しましょうと。自由民主党だからできなかったのだということになって、ベストの選択を我々はそうやってきたのですと。できることになったら県外ですと改めました。しかし、だめだといってすぐに戻ってきたものですから、結局、今日、時間はかかったけれどももとに戻ったわけなのです。硬直した日米合意に執着する政府の不作為と思考停止がもたらした「固定化」というほかないと言っているわけですが、硬直した日米合意というのですが、日米合意はこの間も2プラス2で確認をしたのです。唯一ここしかありませんということを確認したわけであって、硬直ではないのです。やはりここしかないということになった。そうであるとすれば、普天間飛行場はお互いで認める一刻も猶予がないところであるので、まず危険性の除去をしなくてはいけないということで、もとの苦渋の選択をやむを得ないと。普天間飛行場の危険性を放っておけないと。まさに放っておくことは政治の不作為なのだ。政治家の我々が決められない政治を一いつまでもこういうことを続けるかと、万が一のことがあったらどうなるか。それに皆さんの言う日米安全保障条約の破綻にもつながりかねないと。今、日米安全保障条約が破綻したら、日本の国の安全というものは確保できないと危機感を持っているものですから、そのようなことを言っているわけであって、これについてはなかなか納得はできないということを申し上げて終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 私は、この意見書に賛成論から述べます。1つ、2つ、沖縄振興とのパッケージ論について具体的に説明してください。

○新里米吉委員 このことは、何週間か前に菅義偉内閣官房長官の談話としてマスコミに報道されていたものを書いています。菅義偉内閣官房長官がそういう発言をされたという事実関係を指摘しています。

○吉田勝廣委員 パッケージ論は平成12年、いわゆる北部振興のときからずっと、よくいわれる基地市町村活性化事業という、ある意味ではパッケージ論で

はないと政府は言ってきました。実際は、例えば、辺野古移設がなかなか不可能なときに、当時の防衛施設庁が北部振興を7年、8年でカットしたことがあります。また、出来高払いということをやってきました。知事もパッケージ論をそうではないとやってきました。しかし、実際に国がやっていることは、パッケージ論ではないかと思います。それに対して菅義偉内閣官房長官は本音を話したかどうかはわからないが、私は本音を話したと思います。しかし、今政府は否定しています。そのところはもう少し明確にしたほうがいいのではないかと思います。実際に行政をやっているとよくわかります。当時、内閣官房長官もそうではないと言ってきました。しかし、実際はそういうことを現実にやってきたのですから。ですから、私は菅義偉内閣官房長官は本音を話したと思っています。2つ目に、いわゆる強襲揚陸艦も接岸できると。これは海兵隊の機能を強化するものだとも考えています。その強襲揚陸艦に何を乗せるかと。そこを説明してください。

○新里米吉委員 埋立承認の段階では、日本の法律上の問題で機能も50年と書いていましたが、実際につくる場合には200年の耐用年数の基地をつくることになると言っていますし、突然270メートルに広げるということは、一旦基地ができて後に強襲揚陸艦が実際に沖縄に来て、沖縄の海兵隊を佐世保まで行かなくても直接辺野古から乗せていくことを狙っているだろうということは大体推測できます。またそうなっていく、そういう基地をつくらうと考えています。当然、強襲揚陸艦は海兵隊員だけではなくて、MV22オスプレイなどアメリカの軍事上必要な一海兵隊の必要とするMV22オスプレイを中心としたヘリコプターやいろいろな物資を運ぶということになるだろうと推測をしています。

○渡久地修議員 きのう写真で示しましたけれども、佐世保を母港としている揚陸艦—去年の6月23日にホワイトビーチで演習しています。その揚陸艦は、MV22オスプレイの離着陸に耐えられるように甲板を改修して、そのときにMV22オスプレイまで積んでできています。ホーバークラフトでずっと出たり入ったりの訓練をしている様子を捉えたものがきのうの写真です。ですから、辺野古につくられる軍港は佐世保と同じ護岸の規模に拡張されていると。この揚陸艦が接岸できるようになっています。そしてホーバークラフトが上陸できるような車路までつくられているということが今回判明したので、これは単なる物資の積みおろしだけにはとどまらない。物資は全部弾薬など軍事物資です。大幅な軍港—ホワイトビーチクラスの機能も兼ね備えた基地になるのではないかと

と思います。

○吉田勝廣委員 3点目ですが、私は北部地域に住んでいますので、これまでキャンプ・ハンセン—日常的にMV22オスプレイも訓練をしている。現にキャンプ・ハンセンで墜落事故を起こしています。同じウチナーンチュですから、宜野湾市民の苦労もよくわかります。例えば、名護市に基地ができると、同じように沖縄県民が苦しみます。私も、名護市長を含めて一緒に行政をした経験がありますので、いろいろな意味で最初—私の基本スタンスは他の市町村の行政に対しては口を挟まないと、北部市町村でそのようなことをやってきました。比嘉鉄也元名護市長が認めて、岸本建男元名護市長も認めてきました。やはり条件つきです。そういう中で最終場面になって、2本の滑走路問題が出てきたり、稲嶺恵一前知事が言った15年もなくなったりと、いろいろなことがあってそういう経過も踏まえて我々も話をしてきたのが、普天間飛行場の移設問題はもういいのではないかと。そういうことがあって、ある意味で北部全体も基本的に辺野古に基地は要らないとなってきました。建白書から含めて。そういうことがあると、私はやはり辺野古は認めるべきではないと。それは宜野湾市民も北部の市町村も、皆さんの命は一緒だと。ですから、そういう意味からすると、これは原点に戻って認めるべきではないと言ってきました。選挙でもそういう話をしてきました。そういうことからしますと、この意見書はまさにそのとおりではないかと思っています。この経緯はやはり具志委員もいろいろ話したけれども、要するに歴史的な過程から現在どう捉えるかと。それから新たな基地ということで、その基地がどのようにかわっていくのかということを含めて考えるべきだと思います。

○新里米吉委員 今の吉田委員からの発言はまさにそのとおりだと思います。これから県が承認してつくらせようとしている基地は、この間から言われているように耐用年数200年で、今の普天間基地の機能にプラス新たな機能を持つ基地ということで、そこにMV22オスプレイが来ることもはっきりしていますし、そういう意味では、私たちはこの基地を認めてはならないと。沖縄県民が、かつての自由民主党の関係者や、現在自由民主党を支持しながらもこれは許してはならないという人たちも含めて一緒になって立ち上がっていけば、新たな基地をつくらせない。つくらせないことによってアメリカの中で一部起きている海兵隊に対する考え方を促進して、恐らく沖縄から海兵隊が撤退していくことになるであろうと思っていますので、しっかりとみんなで頑張っていけないと思います。

○奥平一夫議員 今の吉田委員の御意見、まさにそのとおりだと思います。この意見書に書かれていることは、短い言葉で言えばまさに普天間基地の危険性を除去する、それは当然です。だけど辺野古移設もだめだということは、危険性をたらい回しにするという、こういう愚を起すなということになっています。そういう意味では、辺野古移設の断念をする、これを求めるということはたらい回しはもうごめんだという沖縄県民の気持ちです。そういう意味では自由民主党の皆さんも、日米安全保障条約を容認しようがしまいが同じだと私は思います。危険性があるとわかっていながら、同じ県内の辺野古にその危険性を押しつけようとしているのかと。これはおかしいと思います。そういう意味では辺野古移設は断念して、基地のたらい回しはやめようという、そういうことが貫かれていると思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、議員提出議案第1号に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明者入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、議員提出議案第2号についても、昨日の本会議において提案理由の説明は終了しておりますので、説明は省略することとし、直ちに質疑に入りたいと思います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 先ほどの質疑の中でも申し上げましたが、私たちは4年前の2月24日に全会一致の意見書を採択しました。それは普天間飛行場の早期閉鎖返還、辺野古基地反対、県内移設反対、国外、県外を求めると。いろいろな意

見の違いがあったけれども、お互いに調整をして、そしてそこに集約をして、みんなで譲りあって全会一致に持って行って、政府にも要請行動をしました。私たちが先ほど審査したものは、その趣旨を踏まえた上での意見書だと思っています。皆さんの意見書は、あの4年前の全会一致の意見書を踏まえているのか、部分的には踏まえているけれども部分的には違うのか、これはどうなっていますか。

○照屋守之議員 今、御指摘のように一先ほどの議論も聞いておりましたけれども、まさに提出者の意見、あるいはまたその経緯も含めて尊重しております。私どもの今回の案は、普天間飛行場は平成8年に返還合意がなされて、これまでの間なかなかそういう実現が見ていないということもあって、私どもは県外移設を求めていくという形で一固定化阻止という公約もありましたけれども、そういうようなことも含めて、県外ということについて独自で、政府あるいは党本部、さらには基地のある所在市町村にも出向いて、何とか県外移設という部分を我々も具体的に行動を示して、基地所在市町村の意向が確認をとれた上で、それをまた政府に持って行って、日米両政府でその案を取り上げてもらえるような行動をとってきましたけれども、なかなか私どもの力が至らなくて、そこまでもっていきませんでした。それで最近、最終的に政府あるいは党本部の意向も確認していきますと、アメリカの中でもいろいろ議論があるということは承知しておりますけれども、政府の方針としたら、17年間たったこの問題を今一もう最終的に日米合意案が推進できなければ、なかなか解決は難しいというような局面に立って、とにかく何としても普天間飛行場の危険性を除去したい、あるいは返還を実現したいという、この1点をまず優先させていきたいという思いに立って、今回の私どもの意見書につきましては、普天間飛行場の一日も早い返還一危険性の除去を求める意見書案になっております。これは、政府の状況の変化もあって、とにかくこの1点について、何とか県議会の意思として賛同を得られるのではないかとということで、今提案しているという状況です。

○新里米吉委員 私の質問の要点は、前の全会一致の意見書を踏まえているかということでしたが、そこら辺にははっきり答えずに、意見書の趣旨を述べて1点だけと。1点だけということは、前の意見書とは性格が変わってきますね。前は非常にわかりやすくいえば大きな柱が2つあった。1つは、普天間飛行場を閉鎖しなさいと、そしてもう一つは、辺野古に基地をつくることはだめですという、この大きな2つの柱がこれまであったわけですよ。その2つを踏まえ

た意見書ではないということは、これまでの意見書とは性格が違うということになるのですよね。どうでしょうか。

○照屋守之議員 前は、移設先も含めた形での普天間飛行場の問題解決という形で捉えてきましたけれども、先ほども言いましたように、県外を求めてきた—これは議会としてもそうですけれども、私どもとしても独自でそのような動きを通して約束を果たしていきたいという経緯があって、そして、この問題については基本的には普天間飛行場の危険性の除去、普天間飛行場の移設返還という根本的な問題にもう一度立ち戻って、そういうことを重点として捉えて対応していこうということで今回の意見書の提出となっております。

○新里米吉委員 何か奥歯に物が挟まったような答弁なので。私は明確な答弁を求めているわけです。これまで2本の柱があったけれども、この2本の柱で—普天間飛行場は早く閉鎖して返せということと、しかし、辺野古もだめですということが私たちの合意形成の基本だったわけです。それと今回のものは違いますと言っているわけです。違うなら違うと明確に。はっきり言いますけれども、県内移設についてはどう思っていますか。反対ですか、賛成ですか。

○照屋守之議員 この普天間飛行場の返還と移設先という部分の関係ですが、この問題は、両方をセットとしてやっていくと非常に問題解決が不透明だということに私どもの認識は立ち返っているわけです。しかし、この普天間飛行場というのは、移設先はともかくとして、この現状を何としてでも改善していかないといけない、危険性を除去しないといけない、返還というものをつくり上げていかないといけないということで、そうしなければこの問題は解決しません。今我々がセットでここもやってほしい、あそこはだめとか、こういう枠をつけていくと、この普天間飛行場の返還問題については解決のめどがなかなかつきにくい現状ということで認識して、とにかくこの普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求めるという1点に絞り込んで、県議会のそれぞれの議員の賛同を得たいという趣旨になっております。

○新里米吉委員 ということは、普天間飛行場が返還されれば辺野古でもいいと。今の話では1点に絞ると言っていますから、普天間飛行場が返還さえすれば辺野古に基地がつくられてもいいと、こういう趣旨にしか受け取れませんが、それでいいですか。

○照屋守之議員 私どもはこの普天間飛行場が一日も早く返還され、危険性が除去されるということをぜひ実現したいということですから、私どものほうで実現できる可能性があるということであれば移設先については問わなくて、とにかく普天間を一日も早く返還してもらおうと、そういうことでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 今でも明確になっていないと思います。きのう知事は承認をしました。先ほどから皆さんの論理が行政手続上だということで一貫しているので一ここで我々が質疑したことは、行政手続上は不可だったはずなのに、それを可にしたということは、行政手続上ではなく、知事の政治的判断なのだと断じたわけですが、それについてはどう思いますか。

○照屋守之議員 きのも本会議の質疑応答の中でそういう趣旨の発言がありました。防衛省から埋立承認申請書が出されて、それを長時間にわたって細目を検討されて、行政手続を踏まえてきているわけです。それは公有水面埋立法の趣旨にのっとりた手続からいうと、これに不備がなければ承認しないといけないという立場だと理解しております。もし、これが仮に一法律の基準にのっとりた知事が拒否することになれば、知事は明確な法律違反をすることになるかと思えます。ですから、この判断というのは高度な判断で、法律の適用によって県知事がそういう仕事をして、承認した。それに異議があるとなれば、第三者に委ねる対応が妥当なのではないかというのは、当然あるべき姿だと思っております。行政は行政で、法律の趣旨にのっとりた形で対応しているわけですから、別の形でただしていくことになろうかと思えます。

○比嘉京子委員 今おっしゃったことで認識に違いがある点は、公有水面埋立法第4条第1項—6つの基準に全部クリアしていても、知事はノーと言う権限があります。だけれども、クリアをしていないのにイエスを出したのです。この点は違うのでしっかり言っておきますが、これは平行線なのでもういいです。

1点目は、後ろから7行目の、「仲井眞知事は、沖縄県の基地負担軽減のため、4項目の要請を行い、総理も全力で取り組む約束をした」と。全力で取り組むというのが、内閣総理大臣は永遠に同じ人ではありません。内閣総理大臣はどのような確約を一目に見えて、次の内閣総理大臣になってもそれが揺るがない、そういう明確な約束の担保はあるのでしょうか。

○照屋守之議員 4項目—5年以内の運用停止、オスプレイ12機の分散配備、訓練の移転、日米地位協定の環境条項の追加等も含めて、安倍晋三内閣総理大臣が力強く進めていくと表明しております。それが担保をとれるのかどうかという質問ですが、内閣総理大臣が、沖縄政策協議会あるいはさまざまところを含めて日本全国民に力強く推進していくという決意を表明しております。政治の根本は一口約束という批判もありますが、全ていろいろな要請事項も含めて、例えば、大臣に要請しに行く、それは検討します、頑張りますというところから始まっていくのです。国の行政の最高責任者が一つ一つ捉えて、これはこのような形でしますという形で政治は動いておりません。全てトップリーダーについては、対応します、協議をします、頑張りますということで、それ以降についてはプロジェクトチーム、あるいは防衛省、外務省なり、また特別なチームをつくって対応するというところに、今なっているわけです。内閣総理大臣としての沖縄の現状、基地負担軽減についての決意という分については、そこは信頼を持って見守っていく。その進捗状況については、これからしっかりチェックをしていくというスタンスになっております。

○比嘉京子委員 きのうの知事の説明にも強い思いと決意しなくて、結局はそれに対して5年以内はどう持っていくかという具体的な説明もないし、担保もない。一方で、この文章で矛盾を指摘したいのは、基地負担の軽減と言いながら、皆さんは同じ時期に、それと引きかえに辺野古をオーケー出したわけですね。そうすると、一方では基地の機能強化で、これは普天間の移設ではありません。新たな基地の機能強化ですよ。普天間飛行場の移設場所を辺野古にしたという単純な問題ではないわけです。そうすると、ここで沖縄県の基地負担軽減のためと書いてあるのですが一普天間飛行場を閉鎖したいという思いはわかります。だけれども5年以内という担保もない。一方で、もっと強い基地をつくる。これは軽減になるのだろうか。この矛盾を指摘したいのですが、いかがですか。

○照屋守之議員 県の基地負担軽減—私たちはずっと、県も議会も求めてきて、県民もそれを願っております。なかなか遅々として進まなかった部分が、普天間飛行場の移設返還ということを経に、非常に大きく期待してきたわけです。ところが移設条件つきということもあって、県民の総意が得られなかったという事実関係もあって、なかなか整理縮小が目に見える形で実現しなかったということも事実です。しかし、普天間飛行場の移設返還問題を皮切りに、嘉手納

基地以南の一キャンプ・キンザーを含めて、別の基地も返還されていくということが今、実現される可能性を秘めているものですから、私どもは県民の思いどおりに基地負担の軽減、整理縮小が進まなかったという事実は認めておりますが、現状の中でそういうことをやっていくためには、こういう形で普天間飛行場を早目に返還して危険性を除去しながら、嘉手納基地以南の基地も返還させていくということもやっていきたいということで、こういう形になっております。

○比嘉京子委員 もう一点は、知事の公約破棄という点についての理解だと思っております。県内移設ではない、県外だと選挙公約でおっしゃっているわけです。今回は県内を認めたわけですよ。それなのに、公約違反ではないと言い張っているわけですね。これは県民はなかなか理解できないと思うのです。県外ではないということで選挙したわけですから。そして県内ですということは、約束が違って来たということをお認めるべきだと思うのですが、皆さんの意見書にも、次の行において、県外移設を求め続けるのだと。だけれども一方で、県内もオーケーなのだ。このことは、県民がなかなかわかりづらい。それでいて、私は行政的にはオーケーしたけれども、県外を言うのだから公約違反ではないと昨日もおっしゃっているように思うのですが、これは皆さんも全く同じことをおっしゃっているのですが、どのように県民に説明したらわかりいいですか。

○照屋守之議員 県知事は沖縄県の行政執行の最高責任者として、全ての行政行為を法律に基づいて仕事をしています。今回の埋立承認については、公有水面埋立法という法律に基づいて判断することが知事の責任です。これはあくまでも知事が法律にのっとった仕事をして、法律の趣旨に沿った判断だと思っております。これは法を守らなければ、何らかの形で違法行為だと県民から訴えられる可能性もあります。もちろん国からもそういうことです。県知事という立場は、法律を守って仕事をしていく。基本的に法律にのっとった仕事をしていくという側面と、いろいろな公約とか県民の思い、沖縄県の状況等も含めて、そのような2つの観点で知事は判断されて一法律に基づいたことと公約とどちらが重いのだということではないと思うのです。これは法律を守っていくという義務責任がありますし、一方では県民に対する思いや約束がありますから、それとこれは別でやるのですが、県外移設を求めていくということをきのうも明確に説明しておりましたから、私どもはそれは了としているところです。

○比嘉京子委員 大変に平行線なので議論はやめておきますが、法律にのっかって手続上承認したというところからまず違ふと私は思います。それと同時に、先ほどから議論がありますように、知事は最初から一知事の11月議会の答弁では公有水面埋立法にのっかってやるのだと。その次に、地元の人意見も含めて、利害関係者も含めて、総合的な判断をすと言ってこられたわけです。しかし、この法律の一つでも欠けることがあったらノーと言わないといけない。きのうの議会でも県が出している三角がありましたね。この三角一つにしても蹴飛ばすだけの理由になるのです。しかし、それを押し殺してでも認めた。そして名護市長の一件も踏まえていない。これだけの指摘を踏まえていない。これはまず法にのっかってというところの根本に問題が一つ大きくある。法にのっかっていないということをしかり言っておきます。

もう一つは、先ほどからの議論を聞いていて、この68年間の長い歴史において、長い間自由民主党を中心にした政権でした。その中において、全国にあった海兵隊を沖縄にみんな移転させたのです。全国で反対運動が起こったから危ないと思って沖縄に来たのです。そういうことを沖縄にこれだけ—0.6%に74%近く押し込めてきたのも自由民主党政権なのです。それでいて今回、県内以外は認められないということ二者択一的に出してきた。これは苦しかったと思います。しかし、それを押し込めてきたのは自由民主党政権なのです。そのことを自由民主党の皆さんには一与党なのだから。沖縄県民の人権や尊厳や事件事故に対して、単発ではなく根本解決のために、自分たちが与党だからこそ、その回復のためにもっと動かないといけないと思うのです。知事がこれまで県外を言ってきたことはわかります。この間の答弁の中で、一度だけではない。たびたび中央に行ったときに、各大臣に本土の既存のところがあるではないかということをお願いしてきたのだという答弁がありました。しかし、受け入れられていないのです。受け入れられずに最終的にここにあるということは、日米における約束を崩したくない一心で、その上に承認をもらうためにいろいろな策を練ったということが第三者的に明らかに見えているのです。そして、今までの政権では、沖縄にそれをとどめておくためには、あめとむちという言葉があるように、一方では沖縄県民を分断すること—一つにまとめることが怖かったわけです。そのために建白書を何とかしたかった。今、この根本のところをおいておいて、このような普天間飛行場を何とかしたいというだけの意見書を皆さん自体が出してくるということは……。まず、沖縄にこれ以上の基地はいらぬという根本姿勢にもう一度戻っていただきたい。沖縄県民の分断は政府の常套手段として何度も歴史的に繰り返されてきた、これに乗ったということなのです。そのことが実に痛い。せつかくまとまっていたのに痛い。それを

やっても辺野古を認めさせた。その結果がきょうであるということを、自由民主党の皆さんに理解してもらいたい。

○照屋守之議員 今御指摘のように、沖縄の戦後を含めた歴史—27年間の米軍支配下、その間における本土から沖縄に基地を集約してきた過去の歴史、現状等も含めて、自由民主党政権はその責任—民主党も一緒だと思いますが、そういうことも含めて、どのような政権になろうとも、日米の今の信頼関係、同盟関係を突き崩すことができなければ、根本的に改善できないと思っております。そういうことで、日米安全保障条約のもとにアメリカが日本を守ってきたという事実を含めて考えていくと、日本自体が自分の国は自分で守るという仕組みがつくれればその改善はもっと早くできたかもしれませんが、一方でアメリカに対する批判はありながらも、独自で日本でそういう仕組みをつくらうとすると、国内からさまざまな反対運動が起こってきたことも事実です。非常に厳しい中で、自由民主党沖縄県支部連合会としても、県内の基地の整理縮小や負担軽減について本当に責任を感じております。内閣総理大臣や党本部にも何度も我々は出向いて一直接日米両政府の交渉のテーブルにのせることができなければ、幾ら我々沖縄県民がずっと一丸ですということになったとしても実現はできないわけです。ですから、日本政府とアメリカ政府の中にそれをどう乗っけていくかということが、なかなか力不足で至らなかったという事実は確かにあります。県民総意で県民大会などをやってきました。結果的に、問題解決にはつながりませんでした。ですから分断されているという厳しい意見がありますが、一丸となってやってもなかなか問題解決ができない。それほど厳しい問題なのです。我々がそういうことをやりつつ、自由民主党沖縄県支部連合会としても、責任ある政党としてこの問題解決を図らないといけない。県民に対する責任を果たすということから取り組みをしてきたわけですが、なかなか現状が変わってきていないということもあります。分断されたという指摘ですが、私たちは限られた条件の中で、我々がとり得る、党本部と一体となって何とか沖縄県の現状を変えていくということでは、一つ一つクリアできないのではないかと立ち返って、とにかく普天間飛行場が1年でも早く返還されて危険性が除去されるという1点に絞り込んで、再度皆で力を合わせて取り組んでいこうという思いに立ち至っております。いろいろな御指摘、批判もそのとおりだと受けとめて、その中で我々がどういう形でこの問題を解決していくかということです。

○比嘉京子委員 心情はよく理解します。日米の安全保障を、沖縄県民にこの

ように過重に負担をかけている政府。沖縄県の知事としては沖縄県民を守るといのが一番の責任です。日米安全保障の一翼を担っているという発言は、これまでの沖縄の苦難の歴史は何なのかということをお問わないといけない。知事や皆さんは県民の安全保障と尊厳と人権を守るところに行かないといけないはずなのに、皆さんの意見を聞いていても、そこら辺のずれを感じているわけです。ぜひもう一度まとまれるように一そのことが力になるし、このままでは力が分散されていくし、一丸となっても戦えないのが権力ですから、ぜひ私は沖縄の立場に立って、沖縄の自由民主党もやってほしいと思つて終わります。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時23分 再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 なぜこの意見書が出てきたのですか。

○照屋守之議員 今、政府の動きとか、あるいはまた埋立承認もされたということもあって、これまでの状況と事情が変わっているわけですがけれども、今の現状に鑑みて普天間飛行場の一日も早い返還—これは平成8年から私どもの基地に関する非常に大きな政策課題で、この時点で政府もさまざまな取り組みをするという決意を表明されておりますから、改めて普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求めるといふ意見書を提出して、議会の意思を示したいということでの提案になっております。

○呉屋宏委員 この意見書を見ると、本文中の下から二、三行目、この部分の2行しか見えないのです。つまり、上から7行目からその直前までは、知事がやってきたことが書かれているだけにしかすぎないのです。もう一つ、下から3行目以下は一普天間飛行場が一日も早く返還されて危険性の除去をするといふことは、これは各委員が一致するものではあるけれども、今問われていることはこの間なのです。プロセスなのです。だから、ここにはもう一歩一前段で

やった議員提出議案第1号には、辺野古移設断念と明確に書かれているわけです。ところが、これにはその手法が書かれていないということになると、これは相対峙するものではない。普天間は早急に移設をするということはみんな一致するものであって、今さら意見書で出すようなものではないと思うのだけれども、そうではないのですか。今まで一致していなかったのですか。

○照屋守之議員 一致はしております。ですから、今改めてそれぞれの考え方、主義、主張も含めて、この問題解決をしていくためのお考えがございます。さまざまな動き、経緯の中でとにかく県議会で改めて一致できる部分を、このような形でしっかり意思を示して、再度政府にそれを強く示していくと。一致できる分です。これは私どもだけの主張ではなくて、県議会の会派それぞれが一致できるようなことで提案をして、ぜひ意思を示したいという狙いがございます。

○呉屋宏委員 言っていることはよくわかります。ただし、それはもう議員はみんなわかるように、議員提出議案第1号は県内移設断念、議員提出議案第2号は県内移設容認の意見書ではないのですか。違いますか。そうでなければ、これは全然—2枚が出てきて全会一致にならなければ、要旨である下から3行目から2行目にかけての、「よって、政府におかれては、沖縄県の厳しい状況に鑑み、普天間飛行場が一日も早く返還され、危険性の除去が実現されるよう強く要請する」というところが強調されるのであれば、これは賛成多数になったらおかしくなりませんか。そこに皆さんは持っていこうとしているのですか。どれも全会一致にならない、この2行は賛成多数あるいは仮に反対側が多くなったとしたら、これは沖縄県の間違ったメッセージを出すことになりませんか。それにこのようなかけをするということはいかがなものかと私は思うのだけれども、どうなのでしょう。

○照屋守之議員 ここにも書いているとおり、私どもの趣旨は全くそのとおりで一さまざまな変遷がありました。いろいろな状況の変化もあります。ですから、私どもは県議会でさまざまなお考えはあるにしても、今の厳しい状況で普天間飛行場というものが一日も早く返還がされて危険性を除去する、そういうことでは全会一致をもって県議会の意思が示されてほしい。そのために提案をして、その意思を表明したいというその1点です。

○呉屋宏委員 ところが今は、少なくとも仲井眞知事が12月27日に承認申請に

対する承認を出したから、このように緊急で臨時議会が開かれて、こういう与野党が対立しているような状況が出ているわけです。その中で出てきた文中の大半が知事を評価してほしいという形のものになっているということになると、対立構図がここの中に出てくる。出てきた後で、最後の2行だけで、普天間飛行場の移設をみんな本当は容認しているのではないかというような書かれ方をしても、それは喉から落ちるか。喉から落ちなかったら、これは沖縄県は普天間飛行場の移設は即時閉鎖、返還してくれという形にはならないのではないかと。私は非常にこれを危惧しているわけです。普天間の人間として、宜野湾市の人間として。こここのところは誤解を与えませんかと。

○照屋守之議員 ですから、冒頭に申し上げておりますように、基本的な普天間飛行場の移設の問題—我々はこの普天間飛行場、宜野湾市、その部分で長年にわたってあのような形でさまざまな御苦勞をおかけしてきた分について、とにかく平成8年から遅々として進まないこの現状の問題解決を何としてもやらないといけない。移設返還が合意されているわけですがけれども、そういうことも含めていろいろ状況は変わったにしても、再度政府もいろいろ取り組みをしておりますから、普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求めるといふ原点である部分について、改めて議会意思を示していくということで提案をしているわけでございます。

○呉屋宏委員 自由民主党の思いはそれでいいでしょう。皆さんの意思決定で出されたわけですから了とします。それに反論するつもりはない。ただし、これが全国紙もある中で、このようにマスコミが入っている中で—私はきのう冒頭で知事にも聞きました。12月25日の沖縄政策協議会の返事、そして12月27日の押印というものは、これは金のために押した、リンク論のように全国に誤ったメッセージを出したのではないかと思っていると。知事の行政手続というか、プレスリリースの仕方というものは、非常に間違っただことだだろうと私は少なからず思っていると。これもそれになりかねない。もし、普天間飛行場移設の手法として県内移設を容認した上で、普天間飛行場の危険性を除去するのだということであれば、それは全会一致にならなくても誤ったニュースリリースにはならないです。ところが、これは非常に危険性をもった意見書になっているのではないかということが私の思いです。そしてもう一つは、きのうから知事の一連の答弁を聞いていますと—皆さんは、基地の普天間飛行場移設の件に関しては、政策の変更をしたとは言わないけれども、政策の追加をしたと言っていましたね。だから、政策の追加をして、皆さんは去年の11月議会で説明

してきた。それで県内移設は容認したと。手法は問わない。県外でも国外でも県内でもいいという手法に変化した。ところが、知事は県外だと言っているのです。ここで私は逆に聞きたいけれども、知事が県外だと言っていることについて、与党側としてはどのような思いでいるのか。知事が言っていることと皆さんの政策とは矛盾しませんか。ここはどうなのですか。知事のやってきたことは。

○照屋守之議員 ここには知事の今までやってきたことが書いてありますけれども、私ども自由民主党は今御指摘のように、とにかくこの問題を解決するためにあらゆる手段を講じていくということになっております。ですから、この普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去をするためには、全てとり得る手段を講じて対応していくというスタンスになっております。我々は今そのように考えていますけれども、議会意思としてやる時には、これが議会の全体の意思として、それぞれの主義、主張を超えて、この1点で取りまとめて普天間飛行場に関する部分の意思表示ができればという形で、この意見書を提示しております。もちろんそれぞれの会派とか、あるいはまた議員の個々のお考えがさまざまあることは十分承知しておりますけれども、それを承知した上で、この1点で今回の意見書については全会一致で賛同していただけるような内容にして提出しているつもりです。

○呉屋宏委員 最後になりますが、与野党の違いはあるけれども、私は、皆さんが非常にかげに出たというよりも、怖いことをやってしまったという思いが強い。これは本当に一私どもが聞いている情報の中では賛否になります。全会一致にならない。ならなかったときはミスメッセージを流すことになるのではないかと。私はここの場で判断できない。今の答えを聞いて、私は一度持ち帰らせていただいて、これは会派の中で3名で議論をする。こういうことになっているけれどもどうするのかということを議論しない限り、これは答えは出せないのです。怖いです。だから、意見書の中にもう少し要旨をしっかりと説明した上で、この2行を使うのであればわかる。しかし、最後の結論でこの2行を出されたら非常に怖い判断をしなければならないという思いです。これは意見として聞いてください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 去年の9・9県民大会、日比谷の集会も含めて、一緒にオール沖縄でやってきて、照屋議員の活躍があったからこそだという思いを非常に持っております。今日ここに至っていろいろな動きがあったと思いますし、御苦労もあったと思いますが、それが成果を得ないままに、また一つの道が別々になるということに対しては、非常に感慨があります。沖縄が置かれている状況を考えながら、非常に思うところがたくさんあります。そう意味では、多少のことはあったとしても、オール沖縄というのが一やはり小さきものは団結しなければいけませんので、そういう意味では、ぜひともオール沖縄を追及していきたいと思っております。

幾つか質疑をします。今の呉屋委員の意見とも共通しますが、この議員提出議案第1号に自由民主党としてサインを表しかねるといふのはどこにありますか。

○照屋守之議員 私どもが今回、普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去というタイトルに示してありますように、これはもう一方の閉鎖撤去と辺野古移設断念を求める意見書、そのタイトルも含めて、結論一よってというところも含めて、私どもは普天間飛行場の返還についてあらゆる手段を講じて対応するという事になっておりますので、そこは非常に厳しいところだと思っております。

○玉城義和委員 呉屋委員からもありましたが、要するに県内移設も含めるといふことがあって、その2つ出ているという理解でよろしいですか。

○照屋守之議員 我々自由民主党は今、少数ですから一議会の多数を占めておりませんので、ぜひこの議会として議決を得るためには他会派も含めて賛同できるような内容にしないとイケません。そこは先ほどから申し上げておりますように、それぞれの会派とか議員のお考えとか、あるいはまた市長、置かれている状況、そういう等々も含めて、何とか議会一つで賛同でき得るような、ぎりぎりのところで私どもも歩み寄るといいますか、意思を確認して、議決をしていきたいという考えになっております。

○玉城義和委員 次に、この文章の中で、一日も早く返還されというところがありますね。この返還されというのは、私は初めて聞いたような気がしますが、その移設という概念と返還という概念はどういう意味で使われていますか。

○照屋守之議員 文字どおり、この普天間飛行場の現状というのは17、18年たつ。そして現状がなかなか変わり得ていない。これまでも早期返還とかさまざまな表現を使ってまいりました。そして今、政府の対応や取り組みも含めて、この早期返還ということよりさらにせっぱ詰まった形で、とにかく一日も早い返還ということを示していきたいという思いが強いです。

○玉城義和委員 移設というものは、あるものをある場所からある場所へと移すことを移設といいます。返還というのは一辞書は引いていませんが、もとあった場所に戻すということだと思えます。物を返す。そうすると、ここで言われている返還が、移設という概念とは違うということに使われているのかなと思って私は注目をしているのですが、どういう意味で使われているのですか。要するにもとに戻す—もともとどこにあったかという話はさておいて、移設という概念と返還という概念は違うわけです。それは、そういう意味で使われているのですか。

○照屋守之議員 返還という目的を達成するために、さまざまな手法があるのだらうと思えます。その中の移設も当然ありますし、そういうことも含めて、とにかく返還してほしいという思いです。

○玉城義和委員 少しくどいようですが、施政権の返還というのは、もともと日本政府にあった沖縄の施政権を米軍の支配下から日本政府に戻すということですよ。返還という意味で言えば、ここだけを見れば、これは県内移設の容認とは受け取れないですね。そのように私は読んで、これは特別に意味を持って入れてあるのかと読んでいるわけですが、どうでしょうか。そういうことではないですか。

○照屋守之議員 これは全く他意はございません。この普天間飛行場をとにかく一日も早く返還してほしいという、その思いだけです。

○玉城義和委員 次に移りますが、私が常々考えているのは、県外は難しいと、よって県外と言っていたら固定化をすると、だから辺野古だという言い方があるのですが、この言い方は極めて一現状を余りよく理解されていないのではないかと私は思います。結論から申しますと、辺野古移設は120%ないと思えます。できないと思えます。これは所轄の外務大臣も防衛大臣もわかっています。あれだけの反対運動があつて、海にも世界からも環境保護団体が来るわけです。

陸でもすさまじい反対が起きるのです。犠牲者が出るかもしれない。そういうことを押し切って、本当に現実的に辺野古に基地ができるのですかということなのです。知事が言っている実現可能性が非常に薄いという意味で、私も認識は一緒です。その県内移設が賛成か反対かという論は抜いておいて、本当に現実問題としてできるのかという実現可能性のところで行くと、私は120%無理だと思います。だから十何年間も動かないのですよ。だから、県外移設がだめで、固定化されるから県内という言い方は、地元の現状をよく見ていない、理解していないことの結果ではないかと私は思っております。この意見書の趣旨も県内のほうが早いということだと思うのですが、これは逆なのですよ。だから十何年たっても動かないのです。10年たっても動かないものは、20年たっても30年たっても動かないのです。だから結局は、県民同士がいがみ合うという結果にしかならないと思うのですが、その辺の認識はいかがでしょうか。

○照屋守之議員 御指摘のように、辺野古はなかなか厳しいと予想されます。そのときに、例えば、それでは普天間はそのまかという議論がまた起こってまいります。ですから、私どもは、今の現状からして、とにかく普天間飛行場を一日も早く返還してほしい、危険性を除去してほしいということです。ですから、あそこができないからといってここに戻ってくることは絶対許しません、できませんという思いも込めて。いろいろな状況が起こり得ることは想定されますから、そういうことも含めて、普天間飛行場はとにかく早く返してくれという強い思いです。ですから、あのようなものがない場合どうするかということですが、そういうことも含めて、普天間飛行場はとにかく返してください、危険性を除去してくださいという強いメッセージが入っております。

○玉城義和委員 沖縄県とか県議会に外交権でもあれば別問題ですが、我々にこの基地をどこに持っていけとかいう権限はないわけです。例えば、特定の地域を指してここに持っていけと言った途端に、そこが反対をすると、その投げた球はブーメランみたいに返ってくるわけです。そうすると、それで終わってしまうのです。そういう意味では、どこに持っていけとかいうことは得策ではないですし、実現可能性もないです。そんなことを我々が言う資格もないし、言う立場でもないわけです。基地を置いているアメリカとか日本政府とかの権限であって、そういう意味でいえば、我々が言えるのは何かというと、普天間の危険性を1日でも早く除去せよということと、県内は無理ですということなのです。その我々の要求に従って、日本政府やアメリカがどうするかというのが、これはまさに日米の外交にかかわる話です。そういうことしか言えないと

私は思います。だから、我々の意見書はそういうことになっているのです。それについて、どういう認識をされているか。

○照屋守之議員 御指摘のように、私ども自由民主党沖縄県支部連合会も、政権政党としてこの問題を解決していく、意思決定権はないにしても、両政府が決めていく分について、党本部あるいは我々自由民主党沖縄県支部連合会も合わせて、この問題を解決していくためのいろいろな一先ほど御指摘いただきましたように、まさにそのとおりです。ですから、我々が取り得る手段—我々の責任でどういうことができるのかということですね。先ほどありましたように、まさにこれは移設先は問うておりませんから。移設が万が一できないとすれば、またここに戻ってくるという危険性があるということは承知しております。ですから、そういうことも含めて、とにかく普天間飛行場について返してほしい、危険性を除去してほしいという、この1点です。ですから、そこは県民の意思として表明できるのではないかなという思いがあります。だから、今の状況からすると、固定化ないしいろいろなことがささやかれておりますけれども、そういうことも含めて手続は進んでいて、もし仮にできなくなった場合にここに舞い戻ってくる危険性も含めて、とにかくそれはだめですと。とにかく普天間飛行場について、返還と危険性除去というこの1点で、その表明をして、強く政府に要求していくという意味合いも入っております。

○玉城義和委員 それであれば、私は県外、日本国内に移せという論ではありませんが、例えば、百歩譲ってそういう議論であるとすれば、なぜ県外に移設をなさいということを沖縄の声として最後までまとめ切れないのかということなのです。鳩山内閣のころに各都道府県知事を集めて、普天間飛行場の移設先を問うたわけです。ところが、大阪府の知事が少し何か言っておりましたが、ほとんど100%の知事がノーです。この知事たちは全部、基本的に日米安全保障条約の賛成派なのです。日米安全保障条約というのは日本国内に基地を置くということが前提なのですよ。日米安全保障条約を認めて評価をしながら米軍基地は受け入れられませんというのは、これは日米安全保障条約の前提条件が既に崩れているのです。沖縄に過重においておいて、自分たちは基地は嫌だと言っている。日米安全保障条約というのは、日本国内に基地を置くということが大前提であって、それを嫌だという人たち—国会議員もそうです、自分たちのところに持っていこうとしている人は一人もいない。そうすると、日米安全保障条約自体は、基地の関係でいえば、もう既に形骸化しているのです。そのところを沖縄としては主張すべきであって。日米安全保障条約賛成でも、反

対でもいいのです。いいのですが、賛成であれば、それはそれで負担をしなければ賛成論にはならないのではないかと、むしろ沖縄から発進するべきであって、我がほうでそれを受けますということは現実可能性もないし、政治論としても違うと思います。だから百歩譲って、むしろ日米関係を重要だと将来的にも言うのであれば、自由民主党沖縄県支部連合会こそが正々堂々とそういう正論を言うべきではないかと。それをむしろ国益といいますか、そういうものにするべきではないかと思えます。だから、県内移設にかじを切るということは、そういう意味で言っても、歴史的に見ても、方向性としてはいかなものかなという感じを私は受けます。そこはどうでしょうか。

○座喜味一幸議員 核心をついた、大変いい質疑だと思っております。我々自由民主党は、これまでこの基地問題に取り組む中で、今おっしゃった安全保障ということ担保するならば、今、米軍に依存している部分が本当にこれでいいのか。日本の国民が安全保障をみずから背負うべきではないか。こういう声が今、党を含めて政府の中に大分行き渡ってきた。また、内閣総理大臣も含めて、全国民で沖縄の基地の負担を負うべきだという発信がまさに始まったということは、逆にいうと、我々が県民一体となって県外を求めてきた運動というのが、まさに党、政府を動かした結果だと私も見ております。今後とも、この安全保障の根幹であるべき米軍の基地負担というものを国民一総論賛成、各論になるといけないというような今のあり方というものは動かさなければならぬ、反省させなければならぬ重要な課題だと思っております。したがって、我々、こういう大きな一日米安全保障における日本の分担、米軍の分担というものをしっかりと政府として、党として取り組まなければならないということも訴えてまいりました。あわせて、この県外ということも求めてまいりましたし、各自治体を含めて基地所在地の幾つかと意見交換をしてまいりました。やはり心ある自治体もあります。我々国民は無責任に沖縄だけに背負わせていると、それは反省しますということが意見交換の中で出てきております。具体的に岩国市にしても、まさに国民として負担すべきものを沖縄に負担をさせていることは、今後として、この普天間の基地の受け入れを含め、基地所在地、各地方自治体に対してもしっかりと認識をさせなければならぬというような動きもあります。こういうことにおきましては、我々の沖縄の声は届いた。そして、今の安倍政権も、まさにこの4項目を含めて、しっかりとした受け立ちをしたと認識しております。まさにこれから我々は、この基地の過重負担に対してはやはり県外に求めていく、そういう展開—沖縄の声は発しなければならぬと思えます。しかしながら、今、差し迫ったこの普天間飛行場の危険性

をいかに除去するかという一政治的にいえば、中長期的な課題と現実的な課題をいかに動かして口を開いていくかというようなことにおいて、我々はこの辺野古の承認申請という節目に、新たな問題の解決ではない、しっかりと沖縄の基地の問題に取り組んでいくためにも一日も早い返還、危険性の除去、これを実現するように政府にも訴えていくべきという意味で、この意見書の重みというものはあると提案させていただきます。

○玉城義和委員 御説明のとおり県外という流れが出てきているのだとおっしゃるのであれば、自由民主党沖縄県支部連合会ももう少し頑張るべきだったと思います。もう少し我慢をして一オール沖縄という声が出たおかげで全国的な問題となりかけたとおっしゃるのであれば、そこで県内ということに戻らず、もう少しオール沖縄で頑張れば展望も開けたであろうと思います。同時に県内ということがいかに難しいかと。恐らく県警察が入って、あるいは海上保安庁が入って泥沼になります。第二の成田といいますか、文字通り泥沼になっていきますし、もう見えているわけです。そして、ぶつかるのは県民同士です。沖縄防衛局の職員も沖縄県民、警察官も沖縄県民だし、そういう事態を招いてはいけないということです。だから、そういうことを考えると、決して県内が早い道だということにはならないという認識を申し上げているわけですが、その辺のところはこれからも議論をしていきたいと思っております。ぜひとも、そういう意味では、まとまるものであれば一この返還という言葉もありますが、ぜひ自由民主党にも県内移設について断念ということも含めて考えていただきたいと思っております。

○照屋守之議員 御指摘ありがとうございます。そういうことも含めて、それぞれ先ほどからずっと繰り返し申し上げておりますけれども、この普天間飛行場が一日も早く返還されて危険性の除去が実現されるという、このことについてできなかった場合にどうするかという議論が今出てまいりますので、そういうことは抜きにして、とにかく普天間飛行場を一日も早く返還してほしい、危険性の除去をしてほしいという思いですので、ぜひ御理解をお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 まず最初に、建白書のときには県民が心を一つにして一基地被害に苦しむ多くの県民をあの建白書は勇気づけた。県民に希望と夢を与えた

ものだと思います。それをずっと堅持していれば、沖縄の基地問題も近い将来早目に解決するという確信を多くの人が抱いていました。ところがこの問題が生じてからは、県民の間に失望と落胆が広がっています。この建白書が超党派の県民の思いであるということについては一照屋議員は頑張ったと思うのでよく知っていますよね。評価はどうか。

○照屋守之議員 重く受けとめております。

○嘉陽宗儀委員 そうであれば、その建白書を覆すような今回の意見書を出す必要がありますか。

○照屋守之議員 これは文面を見ていただいてもわかるように、普天間飛行場が一日も早く返還されて、危険性の除去が実現されるように強く要請するという内容です。覆そうとは思っておりません。

○嘉陽宗儀委員 では建白書の立場で一建白書の中身は引き続き堅持するという理解でいいですか。

○照屋守之議員 今建白書を持ちあわせていないので、建白書とこの意見書の比較について具体的に言明はできませんが、とにかくこの長年にわたる普天間飛行場、平成8年から続いている返還、危険性の除去について新たな動きになっておりますが、そういう動きも含めて、この普天間飛行場が一日も早く返還され、危険性が除去されるような実現を求める意見書を県議会で全会一致でやりたいという思いです。

○嘉陽宗儀委員 建白書に盛られている中身とこの中身は違うと思いますが、同じという認識ですか。

○照屋守之議員 ですから、申し上げますように、私は今建白書を持っていないので、建白書と意見書の比較はできません。そういうことであれば持ってきましたけれども一今は確認はできませんけれども、とにかく我々の趣旨としては、移設に関するさまざまな課題はあっても、とにかく普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を訴えたいということです。

○嘉陽宗儀委員 私どもは、今もって建白書の県民の意志が堅持されていると

思っています。先ほど、そうではなくなっていると、新しく変わっていると、それに続いて自由民主党も変わっているという話がありました。自民党もあのときから大分変わって、新しい態度になったという意味ですか。

○照屋守之議員 そういう意味ではありません。私ども自由民主党の中でも、基地問題、返還、整理縮小も含めて、その手法も含めて、さまざまな意見がございます。もちろん建白書についての評価についてもいろいろあります。あれは県民総意で、私どもが取りまとめにかかわってやったということです。ですから、建白書の部分はその建白書として、今我々が置かれている一特に普天間飛行場の返還の問題、あるいはそれにまつわる嘉手納飛行場以南の基地の返還ということで、沖縄県全体の基地の整理縮小ができると自由民主党は考えております。ですから、現実に突きつけられた我々がとり得る策としての対応をしっかりとやらなくてはいけない、問題を解決しなくてはいけないということです。そういうことで取り組みをして、さまざま要因もございますが、今改めて、現時点でこういった意見書を通して政府にそれを強く促していきたいという考えのもとに、この意見書が出されております。

○嘉陽宗儀委員 今の照屋議員の説明で私も理解できることがありますが、私自身も、現在の自由民主党員や元県議会議員などいろいろな人と話をしますが、多くの皆さん方がやはり、皆さんは勇気を持ってあのような行動をしてもらったという評価です。今も知事はよくなかった、あの5名の国会議員の姿は実にぶざまに情けない、自分の子や孫に圧力に負けるなど教えているのに屈服した、情けないという声はまだあるので、沖縄の良識の光はまだ消えない、政府の圧力でも消えないだろうと私は思います。ですから自由民主党内部でも、必ずしもあのような一屈服したと言ったけれども、そういうものだけではないですね。

○照屋守之議員 自由民主党という政党は国民政党として現実の問題解決をどうしてもやらなくてはいけないという、私どもは非常にそういう責任を感じております。この基地問題に対しても、沖縄振興のさまざまな課題についても、それぞれのテーマに、我々はとにかく課題解決をしていく、問題解決をしていくことについて大きな責任を背負っていると感じています。現実の政策の推進、国政の推進の中で、我々もぎりぎり何とか自分たちの要求を通して問題解決をしていきたいという非常に強い思いがありますが、そのことが政権与党として県民の期待に応え得る我々の対応だと自覚しております。ですから、物事に

よっては苦肉の選択、さまざまな葛藤がありながら対応せざるを得ないという、そういう現状もございます。その中でぎりぎりいろいろな先輩方のお叱り、あるいは県民のお叱りも受けますけれども、問題解決の手法として我々がとり得る手立てを模索しながら講じているというのが現状です。

○嘉陽宗儀委員 そうであれば、皆さん方自身もこれだけに固執するのではなくて、あくまでも県民総意で政府を動かすという決意があるのであれば、全会一致の決議で一建白書のような精神の中身で考え直すことはできますか。

○照屋守之議員 私どもが与えられているいろいろな条件、環境の中で、今、普天間飛行場が一日でも早く返還されて、危険性の除去が実現されるようにということについては、私は県議会全会一致で対応できるものだと提案しております。ですから、そのようなことも含めて、とにかく今起こり得る一我々はとにかく現実の問題として、どのようにこれを解決していくかということで非常に思い悩みがあって、これから先のこと、将来にわたってそういうめどづけをするということが自分たちの責任で示すことができればいいわけですが、そういう対応もなかなか難しい局面もあったりして、現状のような対応になっています。

○嘉陽宗儀委員 この件については照屋議員の苦しい胸のうちも聞きましたので、話は前に進めます。このタイトルの一危険性の除去を求めるという具体的な中身を考えていますか。

○照屋守之議員 危険性、文字どおりあの普天間飛行場の上空を一訓練機、空中給油機等々も含めて訓練の経路になっているので、基本的には普天間飛行場で訓練をすることがない、あるいはまたそのヘリコプターや飛行機も含めて、そういう危険性のない状況をつくり出すこと。そういうものです。

○嘉陽宗儀委員 タイトルに危険性の除去を求めると書いているけれども、今照屋議員が考えている普天間基地の危険性の具体的な中身はどのように考えていますか。

○照屋守之議員 ですから、例えば、MV22オスプレイとかそういう配備がありますね。空中給油機がありますね。そういうものを外に出していくということです。

○嘉陽宗儀委員 それであれば、普天間基地の戦闘航空機—K C 130を向こうに配置しなければ實際上基地は機能しなくなるのですから、そういう意味で危険性の除去と言っていますか。普天間飛行場の機能はなくなります。機能をなくしなさいということですか。

○照屋守之議員 一日も早い返還—普天間飛行場をとにかく返してほしいということと、今の訓練や空中給油機とかの機能も移しながら、早く同時にこういうことをやってほしいという思いです。

○嘉陽宗儀委員 普天間基地の危険性の除去については皆さん一致しています。その普天間基地の危険性の中身について、実態について、がんなのか盲腸なのかさっぱりわからず、ただ危険性の除去だけでは説得力がないです。今、皆さんが考えている危険性の具体的な中身は何ですか。飛行機が来ないようにと求めるならば、閉鎖を求めるべきだと思います。

○照屋守之議員 ですから、閉鎖というよりは—我々は早期返還というように求めてきましたので、とにかくこの危険な状況を早目に打ち破って、一日も早く返還してもらいたいという思いです。

○嘉陽宗儀委員 特に普天間基地の—アメリカが抱えている戦略的機能を知っていますか。わからないならわからないでいいです、それ以上は言いません。

S A C O合意で普天間基地を返還しようというときに、日米両政府が合意文書を出しています。ところが不可解なことに、日米両政府が公的に出した文書と別に、アメリカがもう一つ持っています。沖縄県の普天間飛行場移設に関する国防総省の機能分析と運用構想というものをアメリカが持っています。防衛関係含めて全部で一緒につくった中身です。それによると、普天間飛行場移設先の施設の条件は代替施設での条件ではなく、その運用上も必要条件に基づくものである。日本政府の移設基準を普天間飛行場の移設に適応することはできない。よって、部隊が分散し、これまで共有していた資産も共有できなくなり、また新しい任務条件—M V 22オスプレイの必要性及び海上施設を離れての運用に起因する通常とは異なる条件の云々と。だから、普天間飛行場を移設するのではなくて新しい軍事基地をつくるのですと、アメリカの国防総省を含めてそう言っています。日本政府は、そのようなことはありません、わずかな滑走路だけですと。ですから、私は当時この問題を取り上げて、ここには危険なM V

22オスプレイが配備されるのではないかと。記事にもなっています。新しい基地にはMV22オスプレイ配備と。ところが、政府は、MV22オスプレイも配備しませんと言っていました。実際上の中身はこれだということになると、先ほど言ったアメリカ海兵隊の総合機能一壮大なあのキャンプ・ハンセンを統合して軍事訓練をやる恐ろしい基地になります。そういう意味では、しっかりと政府として公式にアメリカが出しているものを見て、県民に説明するべきではありませんか。こんなに恐ろしいものを辺野古につくると。

意見書の真ん中に、仲井眞知事は県や地元の了解を得ずに移設案が決定されたことはまことに遺憾という表現になっています。しかし、今回の埋立承認については、名護市の意見は全く聞いておらず、非常に矛盾を感じますが、どうですか。

○照屋守之議員 これは公有水面埋立法による手続によって必要な書類が出されて、あるいは地元の意見も聞いて、そういうことをトータルして勘案して、法律的な観点から手続が進められたと理解しています。

○嘉陽宗儀委員 普天間基地の早期の危険性の除去、これは沖縄県民が戦っていくことです。我々はずっとこの歳になるまで米軍基地反対で戦ってきました。これまでの闘争でも火炎瓶を投げられたり、石を投げられたり、私はずっと戦っていたので。そういう沖縄県の戦いこそが基地を返還させる沖縄県の努力なのですから、やはりここで、自由民主党も含めて建白書のように心を一つにして力を合わせていくと決意してください。

○照屋守之議員 ありがとうございます。ですから、そういうことも含めて、ぜひ今回の臨時議会で、普天間飛行場が一日も早く返還されて、危険性の除去が実現されるようなこの意見書について、全会一致で採択できるようによろしくお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 今、再三おっしゃっている意見書の中身で、一日も早く返還されて、危険性の除去が目的という話ですが、それも政府に対しての意見書ですので、政府は一貫して普天間の移設先については辺野古が唯一の解決策だという言い方をしているわけですが、一日も早く返還されて危険性の除去が実現

するためには辺野古しかないという考え方でよろしいでしょうか。

○照屋守之議員 先ほどから申し上げていますように、仮に向こうにつくるにしても非常に厳しくなることが予想されることについては、さまざまな意見があります。そういうことも含めて、これが逆に舞い戻ってくるということになると、これも非常に厄介なことです。普天間飛行場をとにかくどうであれ一日も早く返還して、危険性の除去が実現してほしいという思いですから、移設に対してどうこうではなく、どんな状況でも普天間飛行場はとにかく返してくれという県民意思を示していきたいというのが本音です。

○仲宗根悟委員 政府は一貫しています。皆さんもいろいろな解決策については排除しないという言い方もしたわけですが、その選択肢の一つとして、政府がおっしゃるような方向性も考えているという内容でいいでしょうか。

○照屋守之議員 私ども自由民主党としてあらゆる手段を講じていくということとは私たちの考え方としてありますが、具体的にやる部分について、それができなかった場合にどうするのだという話になります。今さまざまな懸念があるように、普天間飛行場の代替施設がどうのこうのとありますが、そこができない場合にここに舞い戻ってくるということになったときにどうするかということを考えております。そういうことも含めて、移設先云々を問うてやっていると非常に厄介なことになるので、我々は自由民主党として改めて、普天間飛行場をとにかくどうであれ一日も早く返還してほしい、危険性を除去してほしいということを政府に突きつけるべきだという思いが強くなります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑ありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 これまでオール沖縄でやっていただいて、非常によかったと思っています。

先ほどの話ですが、普天間飛行場の一日も早い返還と危険の除去、これは大賛成です。もう一つ、玉城委員からは、移設先で辺野古を認めたとしても、大衆運動やいろいろな形で120%難しいとありました。今の照屋議員の話は、1日でも早く返還して、仮に辺野古移設がだめになった場合に普天間には戻ってくるなよという意味を含めて返還させるべきだということですか。

○照屋守之議員 今御指摘のように、さまざまな移設先の条件つきで日米で合意して、17年も経過しているという経緯がございます。改めてこの厳しい状況になって、そういうことが起こっていますが、私どもは普天間飛行場をとにかく返還してほしい、危険性を除去してほしいという、その実現をするということが大きな狙いですから、何があっても普天間飛行場は返還してほしいという思いです。

○吉田勝廣委員 また一緒に戦えるかもしれませんね。

○照屋守之議員 ぜひ御賛同ください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、議員提出議案第2号に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明者が退席するとともに、呉屋委員が、本議案に対する意見表明は本会議にて行う旨を述べた上で退席した。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、議員提出議案第1号米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書の採決を行います。その前に、意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○新垣清涼委員長 挙手多数であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○新垣清涼委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、本案については否決と裁決いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼